

平成 30 年 3 月 30 日

理事会制定

改正 平成 31 年 2 月 22 日

(内部質保証の方針)

第 1 条 本大学は、甲南大学学則第 1 条及び甲南大学大学院学則第 1 条に掲げる目的の実現に向けて、組織及び活動を不断に検証し、その改善・向上に努め、適切な水準にあることを本大学の責任で説明・証明していく恒常的・継続的プロセスを実践する。

(内部質保証の体制)

第 2 条 本大学は、前条に掲げる内部質保証を実践するため、甲南大学内部質保証委員会（以下、「全学内部質保証委員会」という。）、個別内部質保証委員会及び外部評価委員会を置く。

(全学内部質保証委員会)

第 3 条 全学内部質保証委員会は、本大学の内部質保証体制を統括・運営し、内部質保証に係る重要事項を協議する。

2 全学内部質保証委員会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 内部質保証に関する全学共通の方針の策定
- (2) 自己点検・評価の結果等を改善・向上に結びつける仕組みの整備と運営
- (3) 自己点検・評価結果及び外部評価結果の検証
- (4) 前号の検証結果に基づく改善・向上の方策等に関する検討及び提言
- (5) その他内部質保証に関する全学的な事項

3 全学内部質保証委員会は、次の者をもつて構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学長補佐
- (4) 学部長
- (5) 大学院研究科長
- (6) 国際言語文化センター所長、スポーツ・健康科学教育研究センター所長、共通教育センター所長
- (7) 教務部長、学生部長、キャリアセンター所長、図書館長、学長室長、学長室事務部長
- (8) 教育学習支援センター所長、国際交流センター所長、地域連携センター所長、教職教育センター所長、公認心理師養成センター所長、カウンセリングセンター所長
- (9) フロンティア研究推進機構長、先端生命工学研究所長、人間科学研究所長、ビジネス・イノベーション研究所長、総合研究所長
- (10) 入試制度検討委員会委員長、高大接続推進企画運営委員会委員長、アドミッションセンター所長
- (11) 経営企画室長、総務部長、財務部長、管財部長、広報部長
- (12) 学長が指名する者 若干名

- 4 委員長は、前項第 1 号の委員がこれにあたる。
- 5 委員長は、全学内部質保証委員会を招集し、その議長となる。
- 6 副委員長は、前項第 2 号の委員のうち 1 名を委員長が指名し、委員長が不在のときはその職務を代行する。
- 7 委員は、学長が委嘱する。
- 8 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(企画・調整作業部会)

第 4 条 全学内部質保証委員会に企画・調整作業部会を置く。

2 企画・調整作業部会は、前条に定める全学内部質保証委員会の任務を遂行するため、次の作業を行う。

(1) 各々の個別内部質保証委員会から報告された自己点検・評価結果及び外部評価委員会から報告された外部評価結果の検証

(2) 前号の検証結果に基づく改善・向上の方策等に関する企画・調整

3 企画・調整作業部会は、次の者をもって構成する。

(1) 学長が指名する副学長 1 名

(2) 学長が指名する学長補佐又は教職員 若干名

4 部会長は、前項第 1 号の者がこれにあたる。

(教育改革会議)

第 5 条 教育改革会議は、内部質保証のサイクルを確立するため、甲南大学運営機構に関する規程に基づき、第 3 条第 2 項第 4 号の提言のうち、全学の教育改革の方針、戦略の策定及び企画立案に関する事項を審議する。

(個別内部質保証委員会)

第 6 条 個別内部質保証委員会は、本大学の方針に基づく各部局の目的・目標の実現に向けて活動し、絶えず自主・自律的な自己点検・評価活動を行い、組織及び活動の改善・向上に取り組むとともに、毎年度その結果及び状況を全学内部質保証委員会に報告する。

2 個別内部質保証委員会は、各部局又は関連する領域ごとに設置する。

3 個別内部質保証委員会の設置単位、組織、運営等については、別に定める。

(外部評価委員会)

第 7 条 外部評価委員会は、本大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況に関する自己点検・評価の客観性・妥当性を高めるため、第三者の観点から定期的に検証し、全学内部質保証委員会に報告・助言する。

2 外部評価委員会は、学長が任命する学外有識者で構成する。

3 外部評価委員会の運営は、学長が指名する副学長が行う。

4 外部評価委員会の組織、運営等については、別に定める。

(内部質保証の手續)

第8条 本大学は、本規程に定める体制の下で、次の内部質保証に関する手續により、本大学が掲げる目的の実現に向けて恒常的・継続的に改善・向上に取り組む。

- (1) 全学内部質保証委員会及び個別内部質保証委員会は、大学全体又は各部局の中期的及び年度ごとの目標及び方針を策定する。
- (2) 本大学及び各部局は、前号の目標及び方針に基づく活動を実践する。
- (3) 個別内部質保証委員会は、年度ごとに各部局又は関連する領域に関する活動報告をとりまとめ、自己点検・評価を行い、全学内部質保証委員会に報告する。
- (4) 外部評価委員会は、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、第三者の観点から定期的に検証し、全学内部質保証委員会に報告・助言する。
- (5) 全学内部質保証委員会は、年度ごとに自己点検・評価結果及び外部評価結果を検証し、検証結果に基づく改善・向上の方策等を検討・提言する。
- (6) 学長は、全学内部質保証委員会の提言に基づく大学全体又は各部局の目標・方針の策定を指示する。

2 全学内部質保証委員会は、内部質保証活動に必要な情報を収集・整備し、自己点検・評価及び検証に活用する。

3 全学内部質保証委員会は、内部質保証活動の状況と計画に関する情報を公開する。

4 学長は、全学及び各部局の自己点検・評価及び外部評価の結果に対する改善・向上の方針について、年度ごとに理事長に報告するものとする。

(自己点検・評価)

第9条 本大学は、学校教育法（昭和22年法律第26号）の定めに基づき、教育研究水準の向上に資するため、本規程に定める内部質保証の方針及び手續により、本大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について、自ら点検及び評価を行い、結果を公表する。

2 専門職大学院の自己点検・評価については、別に定める。

(自己点検・評価項目)

第10条 基本的な自己点検・評価項目は、本学が認証評価を受ける機関が設定する「評価基準」とする。

(認証評価機関による評価)

第11条 本大学は、年度ごとに実施する自己点検・評価の結果を統括整理し、自己点検・評価報告書を取りまとめ、7年以内の期間に認証評価機関による評価を受けるものとする。

(所管部局)

第12条 全学の内部質保証に関する事務は、学長室が行う。

(改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、大学会議の審議を経て、学長が提案し、理事会が行う。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。